

議第140号 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部改正について（平成30年3月30日公布）に準じ、特殊勤務手当のうち夜間看護等手当の額の改定等所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

公立下蒲刈病院に勤務する看護師等が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいいます。以下同じ。）に看護等の業務に従事した場合に支給する夜間看護等手当について、現状の勤務実態に即して「深夜の全部を含む勤務」の区分を新設するとともに、深夜の一部を含む勤務を行った場合における勤務1回につき支給する夜間看護等手当の額を引き上げます。

【夜間看護等手当の新旧対照表】

業務の区分	現 行	改正案
勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	<u>(区分なし)</u>	<u>7,300円</u>
深夜における勤務時間が4時間以上である場合	<u>3,300円</u>	<u>3,550円</u>
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	<u>2,900円</u>	<u>3,100円</u>
深夜における勤務時間が2時間未満である場合	<u>2,000円</u>	<u>2,150円</u>

3 施行期日

公布の日（平成30年4月1日から適用）